平成28年度　第1回石狩市健康づくり推進協議会

■日　時　　　平成29年2月20日（月）　18時30分～20時30分
■場　所　　　石狩市役所5階　第1委員会室
■出席者　　　下表のとおり

委員			職員（事務局）	
役職	氏名	出欠	所属	氏名
会長	阿部　包	○	保健福祉部健康推進担当部長	我妻 信彦
副会長	沢田　茂明	○	保健福祉部保健推進課長	武田　渉
委員	中川 賀嗣	○	保健福祉部スポーツ健康課長	村谷 栄治
委員	我妻 浩治	○	保健福祉部国民健康保険課長	宮野　透
委員	天野 真樹	○	保健福祉部保健推進課主査	白川 晃子
委員	江頭 裕二	○	保健福祉部保健推進課主査	竹瀬 麻紀
委員	一色　学	×	保健福祉部保健推進課主査	鈴木 啓之
委員	清野 和彦	○	保健福祉部保健推進課主査	笠井　剛
委員	清水祐美子	×	保健福祉部保健推進課主任管理栄養士	青山 真希
委員	飯田 鉄蔵	○	保健福祉部保健推進課主事	氏家　峻
委員	大澤　順子	○	保健福祉部国民健康保険課主査	榎　敏則
委員	田制　恵子	○	保健福祉部スポーツ健康課主査	高井実生子
委員	犬上十美子	○		
委員	三国 義達	○		
委員	佐々木隆哉	○		

■傍聴者　３ 名

１．開　会

事務局（鈴木主査）

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただき御礼を申し上げます。
まだ到着されていない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、
只今より「平成28年度第1回石狩市健康づくり推進協議会」を開催いたします。
会長に議事進行をゆだねるまで、私、保健推進課の鈴木が進行役を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局（鈴木主査）

大変申し訳ありませんが、資料の一部修正があり、資料の差し替えがございます。先に委員の皆様に事前配付している資料「健康づくり計画の進捗状況」の２ページと５ページの２枚を差し替え願います。修正点は、２ページのミッション１～４の「食の学び作戦」の矢印が平成28年からのスタートとなっています。次に５ページの修正は、ミッション１～４の同じく「食の学び作

戦」の項目で取組内容が追記となっておりますので、ご確認ください。よろしくお願いします。

次に本日の配付資料の確認をいたします。

当日配付資料として、こちら、このようにひとまとめとしておりますが、「協議会次第」から１枚づつめくっていただきますと、「座席表」、「委員名簿」、「健康づくり推進協議会設置要綱」、その他クリップ止めしている資料１「外科系初期救急医療体制」、資料２「救急安心センターさっぽろの概要について」、資料３「救急安心センターさっぽろ利用状況」、資料４「食育推進計画の策定にあたって」、資料５「石狩市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費等給付制度について」、資料６「予防接種後健康被害救済制度」、資料７「石狩市子育て世代包括支援事業について」となっております。

その他、委員の皆様に事前配付した資料として、「石狩市健康づくり計画（第２次）石狩市健康大作戦 進捗状況」、Ａ４、１枚もの「健康づくりムーブメントの醸成」となっております。

もし、不足や落丁、事前送付資料のお忘れ等がありましたら、事務局にお知らせくださいますようお願いいたします。

本日の議題に先立ちまして、事務局より２点、ご報告申し上げます。

先ず１点目といたしまして、本日の開催要件についてであります。

お手元の協議会次第の４枚目にご用意しております「石狩市健康づくり推進協議会設置要綱」をご覧願います。

本日は、一色委員が欠席と報告を受けておりますが、まだ清水委員が到着されておりませんが、委員の過半数が出席しておりますので、設置要綱第６条第２項の規定により、本協議会は成立となることをご報告申し上げます。

次に、２点目となりますが、本協議会の新たな体制についてご報告申し上げます。

前期の本協議会委員の任期が昨年７月 31 日までとなっておりましたが、各所属団体からのご推薦及び一般公募等による結果、委員が決定し、平成 28 年８月１日から平成 30 年７月 31 日までの２年間の新たな体制が決まったところです。

座席表の次のページに委員名簿をご用意しておりますので、ご覧願います。

本協議会委員につきましては前期に引き続き、多くの皆様にご再任いただきましたが、全 15 名中、保健医療団体委員に北海道江別保健所長の一色様、関係団体委員に石狩市社会福祉協議会事務局長の沢田様、一般公募委員に大澤様、田制様、犬上様、行政委員に石狩市教育委員会の佐々木生涯学習部長の以上６名の方々が新たな委員として選任されております。

このあと、私ども事務局員の自己紹介後、各委員の皆様からも簡単な自己紹介をいただき、議題に入りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、始めに事務局より自己紹介させていただきます。

事務局（我妻部長）

皆様、こんばんは。健康推進担当部長の我妻と申します。

本日は新たな委員の方もおられますので一言ご挨拶も兼ねて、紹介させていただきたいと思います。

皆様には大変ご多忙にもかかわらず、本協議会委員をお引き受けいただき心からお礼と感謝を申し上げます。

本協議会は、健康づくり計画の策定、取組みの推進、評価、健康づくり対策に関する事項などの審議、検討などをいただくとともに健康づくり事業に関することや、保健医療に関する意見も頂戴し、本市の健康づくり、保健医療事業推進にご協力いただいているところでございます。今後とも皆様方のお力添えを賜りたいと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（武田課長）

保健推進課長をしております武田と申します。よろしくお願いします。

事務局（村谷課長）

こんばんは、スポーツ健康課長をしております村谷と申します。どうぞよろしくお願いします。

事務局（宮野課長）

国民健康保険課長の宮野と申します。よろしくお願いします。

事務局（笠井主査）

保健推進課主査の笠井と申します。よろしくお願いします。

事務局（青山主任管理栄養士）

保健推進課の青山と申します。よろしくお願いします。

事務局（白川主査）

保健推進課主査の白川と申します。よろしくお願いします。

事務局（竹瀬主査）

保健推進課主査の竹瀬と申します。よろしくお願いします。

事務局（高井主査）

スポーツ健康課主査の高井と申します。よろしくお願いします。

事務局（榎主査）

国民健康保険課主査の榎と申します。よろしくお願いします。

事務局（鈴木主査）

以上で、事務局の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、阿部様から名簿順に順次、自己紹介をお願いいたします。

阿部委員

阿部包と申します。藤女子大学で昨年の春から特任になりました。一旦退職し翌日から採用になりまして、あと２年間特任教授を務めます。よろしくお願いします。

中川委員

北海道医療大学の中川と申します。よろしくお願いします。

我妻委員

石狩医師会の顧問をしております。わがつま小児科の我妻と申します。よろしくお願いします。

天野委員

石狩医師会の事務局の天野と申します。よろしくお願いします。

江頭委員

札幌歯科医師会北支部の副支部長をしております。江頭と申します。よろしくお願いします。

沢田副会長

社会福祉協議会の沢田と申します。昨年、社協に赴任になりました。よろしくお願いします。

清野委員

石狩市体育協会の清野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

飯田委員

一般公募として参加させていただきます。飯田と申します。よろしくお願いします。

大澤委員

同じく今年から委員をさせていただきます。一般公募の大澤と申します。よろしくお願いします。

田制委員

同じく今年から一般公募として参加させていただきます、田制と申します。よろしくお願いします。

犬上委員

一般公募として参加させていただきます、犬上十美子と申します。微力ですが力になれればと思います。よろしくお願いいたします。

三国委員

行政委員として参加しております。保健福祉部長の三国です。再任です。よろしくお願いします。

佐々木委員

教育委員会生涯学習部長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（鈴木主査）

ありがとうございました。

引き続き、これより、「平成 28 年度第１回石狩市健康づくり推進協議会」を開会いたします。

２．会長・副会長選出

事務局（鈴木主査）

それでは、議題に入る前に、協議会次第２の「会長・副会長の選任」について、執り行いたいと思います。

新たな体制となりましたので、本協議会設置要綱第５条の規定により、会長及び副会長を選任いたします。

選任につきましては、要綱第５条第２項の規定により、委員の互選によって定めることとされておりますが、具体的な選考方法について皆様にご確認したいと思います。いかがなさいましょうか？

清野委員

事務局一任でお願いしたいと思います。

事務局（鈴木主査）

ただ今、事務局に一任いただくというご提案がございましたが、ご異議はございませんか。

委員多数

「異議無し」

事務局（鈴木主査）

ご異議無しとの事でございましたので、事務局からのご提案をさせていただきます。

会長には、前期に引続き藤女子大学人間生活学部特任教授の「阿部　包」様、副会長には、石狩市社会福祉協議会事務局長の「沢田　茂明」様に、それぞれ決定させていただきたいと存じます。それでは、会長の阿部様、副会長の沢田様、今後ともよろしくお願いいたします。

３．会長挨拶

事務局（鈴木主査）

協議会次第３、阿部会長より一言、ご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

阿部会長

会長をお引き受けさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、皆様のお力をいただき、円滑な運営に心がけたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局（鈴木主査）

ありがとうございました。

これより議題に入りたいと存じますが、以後の進行につきましては今までの慣例に習い、阿部会長にお願いいたします。

なお、これ以降の事務局員の説明等につきましては、大変恐縮ですが、座って説明させていただきたいと思います。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

４．議　題

阿部会長

それでは、早速、次第に従い進めてまいります。

皆さま、お疲れ様です。本日は、石狩市健康づくり推進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、次第のとおり、

「石狩市健康づくり計画（第２次）の進捗状況」について

報告事項として、

１つ目は、「初期救急医療体制（外科）」について

２つ目は、「救急安心センターさっぽろ利用状況」について

３つ目は、「食育推進計画」について

４つ目は、「その他」について、でございます。

以上、議題１件、報告事項４件についてでありますが、

限られた時間もございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の「石狩市健康づくり計画（第２次）の進捗状況」について、事務局からご説明いただきたいと存じます。

その後、本件に関し、皆様からのご意見・ご質問をいただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（竹瀬主査）

私から、健康づくり計画の進捗状況についてご説明いたします。

新しい委員もいらっしゃることから、はじめに本計画の概要について簡潔に説明いたします。

本計画は、今年度から平成 35 年までの８年間を計画期間としており、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標として、前計画の最終評価から浮き彫りになった課題である市民がやりたくなるような取組みとメッセージ性のある情報発信の必要性、お互いに健康を支えあう地域社会の重要性の解決を推進することを目的としています。基本理念は、「やらなくてはならない健康づくりから、やりたくなる健康づくり、楽しい健康づくりへ転換する」これをスローガンに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みを推進し、共に助け合い健やかで心豊かに生活できるまちを目指すことです。

この目的や基本理念に近づくよう、今年度より事業着手しておりますので、現在の状況をご説明させていただきます。

それでは、事前にお送りした石狩市健康づくり計画（第２次）進捗状況の資料に沿ってご説明します。

１ページをご覧ください。

計画の進行管理ですが、計画期間の８年間を前期・後期各４年に分けてそれぞれの実施計画を立てて推進します。また、実施計画に基づく毎年度の進捗状況を当協議会に報告して、次年度の取組みにつなげます。

前期実施計画の最終年度にはアンケート調査を行い、中間評価を実施して、後期の計画に反映します。

次に２ページをご覧ください。

２ページから４ページの表につきましては、各領域のミッションの具体的取組みについて、空白の部分については、事業の準備期間となっています。

次に５ページをご覧ください。

こちらには、平成 28 年度の取組み内容と 29 年度の予定をお示ししています。時間の都合上、全てご説明することは難しいので、各分野についていくつか掻い摘んでご説明させていただきます。

まず、計画全体にかかる事項ですが、今年度が計画初年度であるため、市広報やホームページのほか、領域ごと８領域の計画のダイジェスト版を作り、一領域ずつ全町内会に回覧を用いて周知しています。現在まで７つの領域について実施し、領域８については、３月に実施する予定です。次年度においても計画への理解を向上するために取組みを継続します。

次に領域１番の「栄養・食生活」では、先ほどご説明しましたミッション１の①の具体的な取組み「量るだけダイエット 100 日」作戦の次度実施に向けた準備を行いました。

ミッション２の⑤「石狩野菜バリバリ作戦」についても今年度、関係機関と協議し、実施に向けた検討を行い、次年度は、食生活改善推進員に野菜レシピの作成を依頼してレシピ集を配布するとともに藤女子大学に「量るだけダイエット 100 日作戦」協力店に提供する野菜レシピの監修を依頼する予定となっています。また、各ミッションにあります「食の学び作戦」については、

各学校において食育指導計画を策定し、取組んでいます。さらに、後ほどご説明する現在策定中の食育推進計画において、次年度以降、関係機関との連携を深めて実施することとしています。

次に６ページをご覧ください。領域２番の「身体活動・運動」では、ミッション２の①「どこでもラジオ体操作戦」の取組みとして、さけ太郎・さけ子も出演するラジオ体操ＤＶＤを製作し、動画配信を行ないました。また、ＮＨＫのラジオ体操講師による講習会も開催し、44 名の参加がありました。次年度においてもＤＶＤの活用を広げるとともに、ラジオ体操の講座を継続します。

ミッション２の②「貯筋運動作戦」については、貯筋運動講座を３月に開催する予定です。参加者の募集を行なったところ、30 名の定員がすぐに埋まったため、追加講座も実施します。次年度も継続して実施します。

続いて、領域３の「休養・こころの健康」ですが、ミッション１の①「スマートペアレント作戦」で、睡眠の大切さを伝えるため、親子向けパンフレットを作成して、３歳児健診で配布しました。次年度は、周知を拡大して実施します。

ミッション２の②「おせっかいは、あったかい作戦」については、次年度実施に向けて関係機関との調整や企画の検討を行い、次年度は、おせっかい俳句を市民から募集し、優秀な作品を表彰します。結果は、市ホームページや広報で周知し、こころの健康への関心を高めます。

次に７ページ、領域４の「喫煙」をご覧ください。

ミッション１の③「まずは市役所作戦」の取組みとして、市職員と希望する商工会議所会員に喫煙の健康影響などに関するメールを配信しました。また、受動喫煙防止をすすめるための庁内会議を開催し、今週の金曜日に研修会も開催します。次年度も同様の取組みを継続します。

また、④「どこでも啓発作戦」として、次年度の取組みを健康づくり応援団を通じた啓発などを行うほか、ミッション２の「たばこはかっこ悪い作戦」において、中高生が目を引くような禁煙ポスターを製作して学校などに掲示します。

次に８ページ、領域５の「飲酒」をご覧ください。

ミッション１の①「危険な飲酒絶滅作戦」では、アルコール関連問題普及週間に合わせ、広報紙による啓発を実施しました。次年度も継続して実施します。

ミッション２の②「飲酒の知識普及作戦」では、未成年の飲酒防止ポスター製作の検討を行い、次年度にポスターを製作して学校や子どもの集う場所に掲示します。

続いて、領域６の「歯・口腔の健康」をご覧ください。

ミッション２の②「歯周病啓発作戦」の取組みとして、10 月末に実施した健康づくりフェスタにおいて口腔ケアに関する「歯っぴーライフコーナー」を札幌歯科医師会の協力をいただき初めて設けました。ここでは、口臭や噛む力、虫歯菌の測定を行い、歯科医師や歯科衛生士による相談を行ない、76 名の利用がありました。大変好評を得たため、継続して実施します。

ミッション３の①「歯周病検診推進作戦」では、今年度初めて市内の歯科医院に委託する方法で歯周病検診を実施しています。対象は、妊婦・40･50･60･70 歳および後期高齢者を対象に実施しています。検診の周知は、市広報のほか個別通知を行い、未受診者に対して、ハガキによるお知らせも行なっています。

次に９ページ、領域７「生活習慣病予防」をご覧ください。

ミッション３の②「内臓脂肪測定作戦」ですが、健康づくりフェスタや健康相談などで、体組成計による内臓脂肪の測定を行ないました。次年度は、「量るだけダイエット 100 日作戦」において内臓脂肪量測定器による測定を実施します。

ミッション４の①「肺年齢測定作戦」についても、健康づくりフェスタで肺年齢測定を実施し、併せてＣＯＰＤについてのパンフレットを配布しました。次年度は、②の「ＣＯＰＤチェック作戦」も実施します。広報や町内回覧等にＣＯＰＤチェックリストを掲載して知識の啓発を行います。また、心配がある人は専門病院を受診するよう、病院に関する情報も発信します。ミッション４②のＣＯＰＤに関する対策は、禁煙施策と連動して実施します。

最後に、領域８「地域社会の健康づくり」ですが、ミッション１の③「ごほうび作戦」の取組みで、北海道が主催する健康マイレージ事業に参画しています。この事業は、道民の健康づくりへの動機付けとして、特典がもらえるポイント制度創設により、無関心層を掘り起こし、各種健康診査・がん検診等の受診率向上や肥満者の減少、運動習慣者の増加などに繋げる目的で、今年度からスタートしたものです。ポイント対象事業は、健康診査、がん検診の受診および市町村が設定した健康講座などへの参加に対して決められたポイントを付与し、６ポイントに達すると特典が交付となります。特典は、北海道が募った協賛企業からの協賛品で、応募多数の場合は、抽選となります。本事業は３年間の計画で、次年度も参画する予定です。

次に別添資料として事前にお送りしたＡ４版１枚の資料をご覧ください。

これは、オールいしかりで健康づくりに取組み、健康づくりのムーブメントに展開する取組みについてご説明するものです。

「量るだけダイエット 100 日作戦」を計画推進の柱となる事業として実施します。ダイエットは、肥満（特に中年男性の肥満割合）が高いという課題があり、また、健康づくりにおいて市民の感心が高い事柄でもあります。また、ダイエットにおいては、食生活や運動・休養など様々な要素がからむため、多くの関係団体の参画を得やすいことから、この事業を柱にして多くの関係団体に参加してもらい、健康づくりの輪を広げることで、健康づくりムーブメントへの発展を目指すものです。また、効果的・効率的な計画推進のため、いくつか並行して行うことが可能な作戦を同時に展開します。

「量るだけダイエット 100 日」作戦の事業内容は、100 日間、毎日朝夕の体重を量って記録するだけという、誰でも気軽にチャレンジできるシンプルな内容ですが、参加者が取組みを継続し、成果を出すために内臓脂肪量の測定や栄養・運動の講座、栄養診断、電子メールによる情報発信等の支援を行います。さらに、本計画のスローガンである「やらなければならない健康づくりからやりたくなる健康づくり、楽しい健康づくりへ転換する」ために、商工会議所の協力を得て協賛店を募り、飲食・買い物の特典やスポーツ施設の利用特典を付与したり、目標達成者の表彰などを行ないます。これらの特典は、参加者が家に閉じこもらずに外出する機会になるとともに、まちの活性化・まちづくりにもつながるものです。

この事業に参画を呼びかけるのは、資料の一番下、健康づくり応援団とある図に記載している商工会議所や農協、スポーツ関係団体等の関係機関や市民団体等ですが、「量るだけダイエット

100 日作戦」への参画にとどまらず、他の作戦においても同様の考え方をもって取組みをすすめ、応援団の輪を広げていきたいと考えています。
私からの説明は以上となります。

阿部会長
お疲れ様でした。
ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、これより、皆様からご意見・質問をいただきたいと思います。
この第２次健康づくり計画は、この協議会において、昨年度ほぼ一年をかけて議論を重ね、策定されたものです。今までの計画にはない、市民がやりたくなるような取組みとメッセージ性のある内容となっております。計画策定後、初年度ではありますが、既に取組まれたミッションや平成 29 年度の取組み予定の説明がございました。
確認したい内容等ございますか？

飯田委員
今の説明の中で５ページに、健康づくり応援団があります。先ほどの健康づくりムーブメントの醸成の中でも説明を受けましたが、平成 29 年度の健康づくり応援団の取組みが５ページに記載ありましたが、健康づくり応援団の様々な企業や団体に計画書を配布する予定ということを記載しておりますが、平成 28 年度で認定されている企業・団体などはありますか。認定されているのであれば企業や団体の数を教えていただければと思います。

事務局（武田課長）
応援団については、まだ正式に募集を行っておりませんので、今年度は１件もございません。先ほど健康づくりムーブメントの醸成のところでも説明しましたが、量るだけダイエット 100 日作戦ということで、来年度実施するにあたり、商工会議所や農協、藤女子大学の関係者とお話させていただいた時に応援団への加入についてもお願いしており、了承をもらっております。今年度は０件ですが、平成 29 年度に事業を実施しながら応援団も募りたいと思っております。

大澤委員
量るだけダイエット 100 日作戦という項目がありますけども、今の進捗状況を教えてください。
300 人を対象にしたいと書いてありますが、今はどのあたりまで進んでいますか。

事務局（武田課長）
この事業の土台は応援団となっておりまして、参画する人数が 300 人ぐらい集めてサポートメニューを作るとなると準備期間も必要なことから、スケジュール的には秋ごろの事業開始を予定しています。
その前段で商工会議所と市が連携しまして、商工会議所会員の事業所を集めていただくという

ことを４月ごろから開始することにしています。

天野委員

３つほどお尋ねしたいと思います。

１つ目として、５ページ、７ページ、８ページにスマートペアレント作戦やスタートママ作戦の平成 29 年度の取組み（予定）の欄で継続実施と書かれていますが、健康づくり計画では、やりたくなる健康づくりをするために、だから継続実施すると考えていると思いますが、今年度事業実施してみて、どういうところが楽しい健康づくりになったから来年度も継続実施していきたいと考えたのか聞いてみたい。

２つ目として、ながら体操も継続実施、どこでもラジオ体操も講習会を実施となっており、昼寝のススメ作戦は配布先の拡大となっておりますが、市役所では実施しているものですか。市役所で実施しないといけないとかではなくて、みんなに実施してもらいたいのであれば、ただ継続実施だと、みんながやりたいと思えてこないのではないかと思って聞いてみたい。

３つ目として、６ページのおせっかいは、あったかい作戦を強調していて、関係機関と調整、企画立案とありますが、どのような機関とどのような調整をおこなったのかお聞きしたい。

事務局（武田課長）

スマートペアレント作戦は、この計画策定のために私たちが作った造語でありますけども、お子さんの健康の為に、親御さんが色々な部分で理解を高めて子どもと接し、親子で健康づくりをしてもらうための作戦です。

今回はパンフレット等作成し、検診のときに親御さんに配って見て頂いています。継続実施というのは、やりたくなるムーブメントづくりには、今年実施したからとか喜んでもらえたからとかではなく、継続して続けていかないと、意識変えにならないので継続して実施しようという考えで進めているところです。

６ページのおせっかいは、あったかい作戦は俳句を募集するという事業です。教育委員会では俳句の事業を行っていまして、教育委員会との調整が今年の主な内容となっております。

事務局（村谷課長）

６ページのラジオ体操とながら体操に関してですが、ラジオ体操については、始業前にりんくるで実施しています。また、昨年はＮＨＫの講師を呼んで講習会を実施しているほか、ウオーキングイベント等の準備体操でも実施しており、町内会においても朝に集まって実施し、ラジオ体操の普及に努めているところです。

ながら体操については、本年１月に南コミセンで 22 名の参加をいただいて、日常生活をしながらの体操をしていただく講習会を実施しており、２月 28 日にも北コミで 16 名の参加をいただいて進めているところでございます。

天野委員

ながら体操作戦、昼寝のススメ作戦、どこでもラジオ体操作戦は市役所で実施していますか。

事務局（村谷課長）

ラジオ体操については、始業前にりんくるで実施しています。ながら体操については市役所では実施していません。こちらから出向いて講師を呼んで講習会を実施しているところです。

天野委員

ながら体操は、市役所で実施していないのが悪いというわけではなく、できない理由は何か、みんなに実施していただきたいというのであれば、市役所でも実施しないといけないし、忙しくて出来ないのであれば、ただ周知するだけの実績の残らない取組みになってしまうので、どういうところが問題なのかなというところで聞いてみました。

それともう１つ、健康づくりの目標というのは、スマートペアレントの部分では、継続実施していかないといけないということは分かりましたが、今年度実施したときに何が楽しかっただとか、自分たちもやりたいねっていうことが市民意見として出てきているのか聞きたいのと、おせっかいは、あったかい作戦のところで関係機関との調整で教育委員会と調整したと説明がありましたが、こころの不調を扱っている団体と企画調整したわけではないということですね。

事務局（武田課長）

スマートペアレント作戦は色々なメニューがありますが、例えば睡眠だと作成したパンフレットを乳幼児健診で親御さんにお渡ししていますが、その時に語りかける時間もないので、健診ではお子さんの健康状態等を見ていますので、資料をお渡しして後で見て頂くかたちになってしまいがちであり、親御さんの反応というのは確認が取れていないのが現状です。

俳句の方は、基本的に教育委員会だけで事業を行っているわけではなく、俳句の事業は文化協会も一緒に行っているので、石狩市の新たな健康俳句を持ち込んで一緒にできるかどうかという下協議的なところが現状です。精神的な部分の俳句を集められるかどうかということと、集めた俳句を持ち込んで選句していただけるかどうかの調整で医療機関等と調整を行っているわけではありません。

天野委員

まず、俳句を実施したいということで、教育委員会と協議をしているのですね。

事務局（武田課長）

俳句を集めて、選んで表彰するような流れとか選句者をお願いできるかなどの調整を行っています。

天野委員

俳句自体を否定するわけではありませんし、いい取組みだと思いますが、実際、こころの関係団体と調整すれば石狩市の役割は他にやることがあるのではないかと思います。石狩市は色々な団体とどのような調整しているのかと思い聞いてみました。

我妻委員

メンタルヘルスの対策を講じる職場を増やそうという項目ですが、ストレスチェックなどこれから産業医の先生を中心にして実施していくと思いますが、市役所で今後ストレスチェックや産業医の先生がどのような取組みをしているのかお聞きしたいのと、各事業所で産業医の先生を配置していて、今後、ストレスチェックをどのように進めていくのか、市役所では、どの程度事業所で産業医を配置しているのかを把握していますか。具体的に数値等あれば教えていただきたいと思います。

事務局（武田課長）

メンタルヘルス関係での市の取組みですが、基本的には、市民向けにメンタルヘルスは大きな分野でして、中には、うつ病などゲートキーパーも含めて精神的な対策の講演会を実施しています。市が市内事業所のメンタルヘルスへの取組み状況は、労働部局で押えているものと思いますが、我々の保健推進課では、産業医の配置数等を取りまとめる仕組みにはなっておりませんので把握しておりません。

阿部会長

私が推測するに今の社会情勢を考えると、職場としての石狩市役所も石狩市の中の民間の職場においても、どの程度の人たちがどの程度のストレスを抱えているか、チェックしたほうがいいのではないかと思います。そういう点でのご質問だったと思います。

個人的なお話になりますが、明日私の勤めている藤女子大学では、ハラスメントの研修会が行われ、それが終了したら参加者にストレスチェックをすることになっておりますので、そういう時代になってきているのではないかと思います。そのような状況であれば、今は行っていないのは仕方がないのかもしれませんが、今後そのような視点を取入れてやらないといけない時代がやってくるような気がします。

その他ご意見ご質問等ありませんか。

ないようですので、今回の進捗状況については了ということで、よろしいということにしたいと思います。

５．報告事項

阿部会長

それでは報告事項に移りたいと存じます。

１件目、「初期救急医療体制（外科）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（鈴木主査）

保健推進課の鈴木です。よろしくお願いします。

それでは、私の方から「初期救急医療体制（外科）」について、本日配布しております資料１を基に報告をさせていただきますが、その前段として救急医療体制そのものの基本的な考え方についてご説明いたします。

救急医療体制は、北海道医療計画において、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症の救急患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療と体系づけられており、主に軽度の救急患者に外来診療を行う初期救急医療体制の充実を図るために、原則、市町村単位でその体制を確保することとされ、各市町村では地域の医師会・医療機関と連携しながら開設日・開設時間・対応診療科など地域の医療事情に合わせた体制をとっているところです。

本市においては、当協議会の専門部会で議論を重ね平成 25 年４月策定の「石狩市救急医療体制基本方針」に基づき、市内協力医療機関の輪番制による在宅当番医制を可能な限り維持すること、受診者動向の把握、診療日・診療時間など実施方法の改善や見直しを行うこと、また、市外協力医療機関の手稲渓仁会病院と札幌東徳洲会病院などの近隣医療資源の活用の維持･推進などに取組んできており、毎年、医師会、市内協力医療機関のご協力をいただき、医師会との協定による内科・外科の在宅当番医制による初期の救急医療体制を構築してきております。

今回、ご報告させていただくのは、【外科系】土曜日の体制についてですが、資料の上段にある平成 28 年度の現体制では、第１・第３・第５土曜日の 13：00～17：00 の時間帯で市内協力病院にて対応して参りました。

平成 25 年４月から外科の土曜日体制を現在の第１・第３・第５と縮小し、この４年間、受診者数の推移や縮小したことによる影響を医師会と共に見て参りましたが、受診者数も年々減少し平均受診者数も１～２人となっている状況です。決して受診者数だけで判断できるものではありませんが、当番病院にとっての負担も大きいことや、今後の体制をできるだけ維持することなど総合的に勘案し、昨年医師会との協議を経て、平成 29 年度からは図で示しているように土曜日の市内医療機関の通常診療終了後は、けがやきり傷をした場合は、近隣の医療機関にて受診していただくことになります。

なお、通常診療終了後の医療機関受診は、平成 26 年４月１日から市も参画している救急医療相談や医療機関案内を受けることができる「救急安心センターさっぽろ＃7119」のほか、けがや急病などの緊急時に受診可能な「休日・夜間当番医」などの医療機関情報を、24 時間体制で提供している「北海道救急医療・広域災害情報システム」の利用も可能となっていますので、市民への周知を図っていくこととしています。

更には救急医療機関の不要不急の利用をさけ、診療時間内に受診するなど、救急医療を担う医療従事者に過度な負担を掛けることのないよう適正な利用を心がけるよう、合わせて市民啓発に努めて参ります。

私からの報告は、以上となります。

阿部会長

お疲れ様でした。

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

天野委員

初期救急、元保健所職員ということで言いますが、救急医療体制において一次救急は石狩市が実施しなければならないことは理解していますか。

石狩市は近隣の医療機関に行ってくださいではなくて、以前の保健推進課の職員との協議で、平成 24 年度に土曜日の外科救急を減らすことになった話は、平均受診者数が３人以下となってきており、まず土曜日は第１・第３・第５週の半分に減らして、２年かけて減らしたいということでありました。ただ、経過を見たいというところで、ずっと伸びてきたわけですが、平成 25 年度は、2.89 人、救急安心センターさっぽろが始まって、1.48 人、1.78 人と人数が落ちてきました。そして、外科救急の受診者で緊急を必要とする人は半分もいないと言われており、実際のところ１人を切る状態じゃないかという話であったと思います。

開設日数も平成28年度で23日開設していて､受診者が１人もいなかった日が７日ありました。その中で救急安心センターさっぽろも利用しながら、そして、平成 24 年度の話では、日曜日の開設を守らなければならない体制を整えるために、受診者数の多いところを守らなければならないということで、土曜日を縮減するという話であったのですが、その認識でなかっただろうか。

近隣の医療機関に行ってくれという話ではなかったと思います。緊急のときに救急安心センターさっぽろや救急情報案内センターに相談するのはいいのですが、市の仕事として、市は一次救急の一番の責任者です。そこを確認したいのですが。

事務局（武田課長）

事実関係ということでお聞きしていると思いますが、先ほどご説明の中に今までの経緯というものをお話しさせていただきました。事実関係というところではっきり残っているものは、市の救急医療体制基本方針というものを策定し、その中でどのように委ねていくかということが示されており、方針に基づき現在進めいている。受診動向をチェックしながら進めていくということも明記されていまして、その中で縮小するタイミングや医師会との時間でいうと我々として、なるべく受診者数の推移を見たいということがあって、今年度にスタートするということになったと思います。

第一前提の一次救急を市がやるべきというのは、法律に基づく道の計画があって一次救急は原則、市町村の責務であり、やり方というのは、いろいろな手法があるというように計画上なっておりますので、それに従って、方針を決めてやっているというところです。

市民の皆様には、開設していない時間が地域にあり受診が必要な場合は、遠くに行かないと行けなくなるためご不便をおかけします。それも含めて平成 25 年度の救急医療体制基本方針に基づいてそのような場合どうすべきか議論した結果、受診可能な医療機関をご案内できる体制をつく

るべきだと計画にも示されたところです。

救急安心センターさっぽろに参画して、現状できることは努めているところです。事実関係と認識、我々の考え方というのはこのようなものです。

天野委員

簡単に近隣の医療機関に行ってくれではなくて、救急安心センターさっぽろで案内しますというのではなくて、救急ではないところで初期救急が利用されているところもあるわけだから、市としては近隣の医療機関に行ってくださいとかではなく、救急医療相談に応じる救急安心センターさっぽろの利用を勧めたり、コンビニ受診だとかそういうことは避けてほしいという話しがあってもいいのではないかと思います。それを周知しながら、土曜日の救急医療体制を考えるべきではないか。

事務局（武田課長）

認識違いかも知れませんが、先ほど担当者がご説明したとおり、最後のくだりの方に、不要不急の受診を控えるように周知・啓発していくという考えをお示ししておりますし、救急安心センターさっぽろに電話をかけた場合には、トリアージといいまして、どういう状態かというのは看護師が全部やりますので、そこでコンビニ受診のような方を病院に案内するということは基本的にしませんので、危険であるとか救急に行ったほうがいいですという方をご案内するというシステムになっておりますので、電話をかけた段階で基本的に、患者さんの話しだけではわからない部分もあると思いますので、コンビニ受診となってしまう方も当然いるとは思いますが、基本的にはコンビニ受診とならないような運用となっております。

阿部会長

先ほど天野委員の話の中で、日曜日の問題が少しあったと思います。
それについては、天野委員としては、例えば、日曜日に近隣ではなくて、石狩市内の外科の病院で受診可能な体制になっているほうがいいということですね。

天野委員

私がではなくて、それは平成 24 年度に話し合われて、そのために土曜日を減らすという方向に決まったのです。

手稲渓仁会病院と札幌東徳洲会病院の体制ができたのも、石狩市が動いて作り上げたものではないのです。先ほどの事務局の話では、近隣が開設しているから近隣の医療機関で受診してもらおうとか、言い方は悪いですが自分たちの責任部分があまり聞こえてこなかった。自分たちで初期救急をしなくてはならないけれど、実際は急病センターを持っていないことに対して住民に申し訳ないという気持ちがあってもいいのではないかと思います。

中川委員

今の話しで天野委員が日曜日を守るためにということが気になりまして、日曜日はどのようなシステムで動いているのですか。

天野委員

日曜日は市内医療機関の輪番制で運営しています。

中川委員

これとは、違いますか。

天野委員

平成 24 年度の土曜日の午後の時間帯は輪番制で行っていました。

中川委員

平成 28 年度の形になっていたということですか。

事務局（武田課長）

日曜･祝日は、9 時から 17 時で医師会と協定を結んで､協力病院をお願いして実施しています。

阿部会長

それは、市内病院ですね。

事務局（武田課長）

はい、市内病院です。

阿部会長

土曜日の第１・第３・第５は平成 25 年度から平成 28 年度は対応していたが、受診者数が減少してきたことから、救急安心センターさっぽろや救急情報案内センターを利用して、まずは、そちらにお電話をしようということですよね。

事務局（武田課長）

端的に言えばそういうことです。議論において救急医療体制基本方針を作成していますので、それを踏まえてスタートした経緯になっています。

我妻委員

その他に、夜間協力病院というものを２箇所作ってもらったというか、石狩市と医師会の協議で初期救急というのは石狩市が進めていかなくてはならないことなので､市の協力がなかったら、医師会独自でできるような問題ではないですし、そういう意味でここに書かれている近隣医療機

関にすぐ受診してくださいというのは、時間帯が作れないというか外科系も 24 時間体制で市内の医療機関でできるわけがなく、石狩市内の医療機関のマンパワーがどんどん小さくなっているわけだから、市外で受診してくださいという話しではなくて、救急安心センターさっぽろとか協力病院であるとかそのようなものを利用してやりますよということなので、市の意思表示というものが一番必要だと思います。

医師会にとっても、ちょっとそのような言葉遣いをしてほしいということです。

事務局（我妻部長）

初期救急につきましては、一次的には市町村の責務であるということは認識しているところでありますけれども、現状急病センター等市には無いものですから、医師会をはじめとして市内医療機関にご協力をいただいて、今の体制になったという認識をしております。

これからは、今回の外科の廃止も含めて救急医療体制の見直し等、必要かと考えているところでございますので、今後医師会のご協力いただきながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

飯田委員

資料１の近隣の医療機関というのは、市外の好きな病院に行ってもいいわけではなく、契約を結んでいる医療機関ということですよね。

事務局（武田課長）

今現在、契約を結んでいる市外の病院は、夜間の内科系で札幌東徳洲会病院、手稲渓仁会病院と結んでおります。それ以外は体制がないということで、近隣の医療機関の活用しかないということです。どこと契約しているから、そこの病院で受診してくださいというわけではありません。

体制が無いということになっています。実際の受診行動からすると石狩市民の方が札幌市に行かれているのは結構あると思います。

飯田委員

逆に言うと、平成 28 年度までは、第１・第３・第５の土曜日に関しては、外科の救急医療体制はあったけれども、これからは、自分でどこか見つけて受診するような形になるということですね。

事務局（武田課長）

平成 28 年度の現在も、第２・第４土曜日は市内での救急体制がないので、自分で病院をみつけるような形になっています。平成 29 年度からは、毎週土曜日は救急体制がないということです。

飯田委員

先ほど言っておりました救急安心センターさっぽろで、何でもかんでも救急車を呼んだり、コ

ンビニ受診のように利用している人がいると日中働いているお医者さんには、非常に負担のかかることはよく理解するのですが、一市民からすると、新聞を開いたときに今日の夜は、どこの病院なのかということで紙面を開くので、そういった部分で言えば石狩市も大変苦労されているんだと思いますが、市民としてはなるべく時間が埋まっているほうが安心すると思います。

天野委員

全国的に救急自体に採算性はなく、救急医療機関が少ない状況であります。これが近隣札幌市だとしても同じで頑張って救急医療体制を構築しているのです。週休２日制が多い中で、医療機関は大抵月曜日から土曜日まで開設しているところですが、そこに日曜日も入ってくるわけです。石狩市では札幌の 2 倍、救急当番がまわってきますが、このような体制の中で医師の先生だけではなくて、看護師さんも働いている。僕は近隣医療機関の札幌に行って下さいというのは、札幌の医療従事者も大変だと思うのですが、この表現の仕方では現状の救急が大変だという状況を把握していない。実際は石狩市が責任を果たしていないわけだから。でも土曜日の縮減に納得できるのは、この 1.78 人という数字で、ほとんどは不急な状態の人を入れたら１人を切ってしまう状態です。受診者数が一人もいなかったのが 23 日中７日あり３割ぐらいあります。それで土曜日を診療してくれる病院は旧石狩地区にはあるけれど、無い厚田、浜益の住民は、旧石狩地区に土曜日は来ていないんですよ。救急で運ばれることもあると思うのですが、厚田・浜益地区はきちんと救急車を適正利用して二次輪番制の病院に行っているのだと思います。また、不急なので実際には病院に行っていないというところもあるかもしれません。だから近隣医療機関に行ってくださいではなくて救急安心センターさっぽろで救急医療相談をしてくださいとか、実際はこれだけの数字で受診している人数が減ってきているわけで、実際のところ半分は緊急受診しないといけないかといえばそうではなく受診するわけだから、そういうことを考えて救急を維持するためにみんなで考えていきませんかということではないですか。近隣医療機関を出すことで市民に対して説明責任をしなくて済むとかではなく、一緒にみんなで看護師さんとか医師の先生だとか働いていている人たちを守りながらという考えにならないのかなと思います。

この資料１の図からこのような捉え方になったかもしれませんが、そのあたりをみんな大変な中で医療を守っていかないといけない。石狩市も自分の責任として考えてどのように守っていかなければならないか、ただ単に近隣の医療機関に行ってくださいではなくて、もう少し考えて欲しいというところが意見として言いたいところです。

阿部会長

これは、近隣医療機関に行ってくださいという訳ではないですよね。まずは、救急安心センターさっぽろをいつでも利用できますという話しで、ここに電話をしたときにここの担当の方が、判断をして下さる訳ですよね。その状況でしたら救急医療ではないですとか、それであればここの医療機関を紹介しましょうなど石狩市が全部、近隣医療機関に市民は行ってくださいという話しではないと思います。

天野委員

そういう風には見えませんが。

事務局（武田課長）

先ほどもご説明いたしましたけれども、近隣医療機関などの資源活用は、この協議会の専門部会の中で策定した冊子の方針の中に、市の一次救急を対応していく基本ベースがありますことから、このような表現になっています。

わかりづらいというのであれば、先ほど我妻部長の方からお答えしたように、新たな体制なりビジョンを作っていく中でもう少し皆さんと議論しながら、言葉、表現も含めて検討していく必要があると思います。

阿部会長

ありがとうございます。よろしいですか。

無いようですので、２件目の報告事項に移りたいと存じます。

「救急安心センターさっぽろ利用状況」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（笠井主査）

保健推進課の笠井です。

それでは私からは、報告事項の２「救急安心センターさっぽろ利用状況」について、ご報告いたします。お手元の「資料２　救急安心センターさっぽろの概要について」をご覧願います。

この「救急安心センターさっぽろ」は、先ほどの話しにも出ておりましたが、急な病気やケガで救急車を呼ぶべきか迷った場合や、救急対応の病院の案内を受けたい場合に、短縮電話番号＃7119 に連絡し、救急医療相談や医療機関の案内を 24 時間 365 日受けることができ、札幌市が運営する当センターの事業に、平成 26 年４月１日から本市が参画しているものであります。現在、参画している自治体としましては、運営する札幌市のほか、新篠津村、栗山町、島牧村、石狩市となっております。

次に、お手元の「資料３」に、利用状況をまとめてありますので、ご覧願います。この資料３の表では、参画してから本年１月末までの利用状況をまとめてございますが、表上段の、石狩市における「総受付件数」では、平成 26 年度で 588 件、平成 27 年度で 799 件と、総受付数で前年比 35％の増加となっており、今年度につきましても、前年の件数を超えてくるものと思われ、市民が気軽に利用できる医療相談窓口として、着実に、その認知度、利用度が向上しているものと捉えております。

また、センター受付における、相談内容の判定の結果、救急搬送に至った件数では、表上段の「救急搬送割合」において、平成 26 年度の 18.13％に対し、平成 27 年度では、18.97％となっており、総受付件数から見ますと 1.4 倍近く総受付件数が増えている中で、救急搬送割合は、ほぼ横ばいの結果となっていることと、今年度におきましても、本年１月時点で、既に 751 件の総受付件数に対し、救急搬送割合は、14.65％となっていることからも、＃7119 での判定により、相談

者の状況に合わせた医療機関のご案内、更には救急車の適正利用などといった効果にも繋がっているものと考えております。

このほか、当センターの事務局である札幌市（札幌市保健所医療政策課）の報告によりますと、＃7119 から 119 番に転送し、搬送後の状況が把握できた奏功事例としまして、胸の痛みを訴える札幌市の 40 歳代の男性からの＃7119 への相談にて、当初は、医療機関の案内を受け、ご自分で医療機関に向かうことを考えていたそうですが、相談を担当した看護師が、症状を聞き取り、ドクターに確認をした結果、最終的に救急搬送に至り、搬送後に、急性心筋梗塞だったことが分かったとのことです。これにつきましては＃7119 での判定により、大事を免れたとのことで、本事業の効果が発揮された事例の一つでもありました。

市としましては、今後も毎月の広報誌や市ホームページを活用し、積極的な周知に努めるほか、毎年実施しております、９月９日の救急の日に合わせた啓発活動など、各種イベントを活用しながら周知に努めて参りたいと思います。

私からの説明は以上になります。

阿部会長

ありがとうございます。

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

飯田委員

資料３の救急搬送割合の数値は、救急車を利用してすぐに呼びなさいと助言指導があった数値になるのですか。

事務局（武田課長）

これは、資料２の絵にありますように、具合の悪い方が救急車を呼ぶか迷っている方が電話をすると、看護師さんが電話を受けてくれます。そこの先に札幌消防本部の救急の司令塔があり、横で傍受して、そういう方も聞いております。そしてトリアージといいまして、例えば、息が苦しいですか？など電話での質問に答えていき、自然と救急搬送する判定が下るとすぐ救急車を呼ぶという仕組みになっており、その方の割合がこれだけいたということになります。

飯田委員

これは救急車を呼ぶということなので２次医療、３次医療になるということですよね。初期救急というわけでなくて、そうなるとこの中で私は単純にこの数字を見たときに全体から差し引くとコンビに受診につながっている数字と合致するのかなと思いました。でも救急車に搬送しなくても病院へ行った方がいいですね、自力で病院に行きますか？救急車まで必要はないですよねという数字はこの表には出てはいないですか。これはあくまで救急搬送だから２次医療、３次医療を利用した数字ですね。

事務局（武田課長）

これは年度ごとの相談件数が下のほうに「総受付件数」、「救急医療相談件数」、「救急搬送件数」と記載してありますが、この表から細かい数字までは出てきていませんし、電話で簡単に終わる件数も含まれているので、そこまで細かい分析はこの表からは分かりません。

飯田委員

ここで初期救急には行った方がいいよ、救急車まで呼ぶ必要ないよ、でも病院に行った方がいいですね、夜間急病のセンターに行ったほうがいいね、その数字が分かればその差し引きがコンビニ受診の件数になるので、夜間急病センターに行って医師に負担かけなくてもいいような患者数がこんなにもいたんだと分かるような気がしました。

天野委員

事務局で数字言えますか。

119 番転送というのが、35％ですが、救急車以外で緊急で受診されたほうがいいという割合は 24％、早期に受診したほうがいいという方は 16％あり、その他全く緊急性のないものは 17％という判定結果があります。私が持っているのは平成 27 年度のデータのものです。

実際、赤判定の 35％ですが、オーバートリアージ気味に判断しています。一応マニュアルがあり、これは救急搬送と判断するのですが、実際は赤判定で救急車と判断されたうちの半分は自ら 119 番を辞退しています。救急車を呼ばなくていいですって言うらしいです。

阿部会長

そうすると 119 番に転送された者の中で、救急車を呼ばなくても大丈夫というのがあるということですね。

天野委員

呼ばなくてもいいというのではなく、電話をかけた人が断るということです。

事務局（武田課長）

専門家の中でトリアージの順番を決めて、危険度はそれなりに専門家が判断し、安全度の高いトリアージを行っていますので、当然オーバートリアージになった方はいると思いますが、ピッタリ当たっている方もいらっしゃいます。医師会も含めて構成メンバーに入っているので、札幌医師会もですね。トリアージ制度をどのようにしていくか、ケースを検証していますが難しさもあって現状としては救急車を断られる方もいるのは事実です。これから症例を積んでいってどういうトリアージの仕方がいいのか検証していくことになっています。

阿部会長

今後の問題としては、断った方の中で、救急車で運ばれなかったために、亡くなったというケースは出てきますよね。

事務局（武田課長）

あると思います。

阿部会長

その数値なども分かってくるともっといいのではないかと思います。

中川委員

関係ないかもしれませんが、今後将来的にも市町村が増えていく可能性はありますよね。そのときに札幌市がアップアップして他市町村に参画してもらっていたけど崩れてしまってしまうことも今のうちに考えておかないといけないのかなと思いましたけど、そのあたりは大丈夫ですか。

事務局（武田課長）

これは、札幌市が行っている事業に石狩市も加入しているわけで、札幌市は参画自治体を増やしたいということで声かけをしています。札幌市の状況は承知していませんが、まだまだ参画してくれる自治体を増やしていきたいと声かけもしていますので、今のところ大丈夫であると思います。

阿部会長

今、新篠津村も含めて４つ自治体が参画していますが、そこの全体のいわば組織ということですよね。我々は札幌市に乗っかっているという形に思ってしまいそうですが、札幌市が呼びかけて４市町村で運営しているということですよね。

事務局（武田課長）

はい、人口割合で負担金を支払っています。

阿部会長

名前に「さっぽろ」と入っているだけで。

天野委員

たくさん参画する自治体が増えてきたらそれにかかるスタッフも増員しているようです。負担金を支払っているところしか利用できなくて石狩市は支払っているので利用できますが、参画していない自治体の住民から電話をかけても断られるみたいです。

事務局（武田課長）

当別町の方は、＃7119 を利用しようとすると、電話をかけることはできますが、住所を聞かれてサービスは利用できませんということを言われます。石狩市民は使えるシステムを導入していますのでこの件数から見れば相当数の方が利用しており効果が出ているのではないかと思います。

阿部会長

他にございませんか。

無いようですので、３件目の報告事項に移りたいと存じます。

「食育推進計画」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（青山主任管理栄養士）

石狩市食育推進計画について

保健推進課の青山です。

私から、現在策定中の石狩市食育推進計画について概要版でご説明いたします。本日お配りしています資料４をご覧ください。

市では、これまで各所管において個別の計画に基づいた様々な食育事業を行ってきたところです。そしてこのたび、地産地消や環境等も含めた幅広い食育の実効性を更に高めるため、総合的に取組む指標となる食育推進計画を策定することとし、今年度から本格的に着手しています。

まず、資料「食育推進計画の策定にあたって」の左側をご覧下さい。

本計画の位置づけですが、左側の体系図であらわしているように、平成 17 年６月に制定された食育基本法に基づく市町村食育推進計画として策定するものです。「石狩市総合計画」を上位計画とし、健康づくり計画、教育プラン、農業振興計画など既存の各種計画と調和し、国、北海道の食育計画と整合性を図りながら策定をしております。食育計画では、健康づくり計画の「食生活・栄養」の領域にある事業メニューも掲載していることから、両計画を一緒に推進していくこととなります。

右側の図になりますが、計画の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの５年間となっております。

次に、右下の計画策定体制ですが、食育関連部署による庁内食育推進会議と点線で囲んだ団体等に呼びかけ「食育推進計画意見交換会」を開催し、食育を推進する上での課題や取組むべき施策などについての意見をいただく場を設け、図のような連携体制のもと取り進めてきました。

次に裏面の左上段をご覧下さい。

本市の計画の概要ですが、子どもの時期は、生涯にわたる食の基礎をつくる重要な時期であり、この時期に豊かな食の体験ができるよう支援することが大切であることから、子どもに重点を置いた計画とすることとし、石狩市が目指す食育の姿を「食を通じて地域で子どもの心身の健康と生きる力を育む」といたしました。

次に基本方針として、左ページ中段以降に体系をお示ししてあります。

目指す姿を実現するため、３つの基本目標「食習慣」「食文化」「食環境」を設定し、右側に矢

印で例示しているような具体的な取組みを掲げています。「食習慣」に関しては、健康づくり計画の作戦である「キッズシェフ養成講座」を掲載しています。また、右側下段の丸枠の連携の部分をご覧ください。計画を市全体で共通の目標をもって推進するために、情報の一元化と発信、関係団体とのネットワークづくりを進めていくこととしております。

この計画では、食材・人材・環境など恵まれた石狩の資源を生かし、地域全体で食育を進め、食を通じて地域で子どもの心身の健康と生きる力を育んで参りたいと考えています。

今後の計画策定スケジュールは、既に終了したパブリックコメント等の意見を踏まえ、３月に最終案を固め、次年度からスタートできるようとり進めているところです。

私からは、以上です。

阿部会長

ありがとうございました。

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

無いようですので、４件目のその他報告事項に移りたいと存じます。

それでは、事務局よりお願いします。

事務局（笠井主査）

私からは、「報告事項のその他」としまして、「新たな定期予防接種」と「今後、定期予防接種化が予定されているワクチン」、並びに「予防接種後の健康被害」の３点について、ご報告させていただきます。

まず、１点目の「新たな定期予防接種」と、２点目の「今後、定期予防接種化が予定されているワクチン」について併せてご報告させていただきます。

まず、１点目の、新たな予防接種法に基づく定期予防接種としまして、昨年の４月１日より、「日本脳炎」が、10 月１日より、「Ｂ型肝炎」が、定期の予防接種となりました。これにより、「日本脳炎」、「Ｂ型肝炎」の接種料金は全額公費で負担することとなり、無料で接種することができるようになりました。

これら予防接種の市民周知につきましては、広報４月号及び 10 月号のほか、市ホームページ、町内会回覧（H28.11 月）や、対象者への郵送による個別勧奨により市民周知に努めてきたところでございます。

また、２点目の「今後、定期予防接種化が予定されているワクチン」における、国の動向としましては、「おたふくかぜ」及び「ロタウイルスワクチン」を、定期の予防接種の対象とすることについて検討が進められているとのことで、今後、数年において、新たなワクチンの定期予防接種化が推し進められていくものと捉えておりますことから、国などの動向に注視し、適切に対応して参りたいと存じますとともに、今後も各種予防接種につきまして、市内医療機関の連携、ご協力をいただきながら、様々な機会を捉えまして、適宜適切に、接種機会を損ねることの無いよう、その周知に取組んで参ります。

最後に、３点目の「予防接種後の健康被害」についてです。
このことにつきましては、昨年の４月 26 日に、子宮頸がん予防ワクチンを接種した市民の方から、接種後の健康被害に関し、国の予防接種後健康被害救済制度に基づく「医療費及び医療手当請求書」の提出が市にあったものです。

この救済制度につきましては、定期接種の場合は、国の救済制度となり、任意接種の場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）の救済制度となります。この度、「医療費及び医療手当請求書」の提出をされた方におかれましては、全 3 回接種のうち、定期接種期間内の平成 26 年１月に３回目を接種しましたので、国の予防接種後健康被害救済制度申請ということになります。

この救済制度申請までの経緯についてですが、平成 27 年 12 月に保護者より、「子宮頸がん予防ワクチン接種暦のある方が、10 月に突然、めまいの後、脱力し、歩行等困難となる症状等が現れ、その後も、時々現れるようになり、日常生活にも支障をきたすようになり、現在は、北海道大学病院ＨＰＶワクチン副反応支援センターを受診中である」とのお話があり、その後、平成 28 年３月に副反応支援センターから「発生している症状と子宮頸がんワクチンとの因果関係は、あるともないとも言えない」との説明があったとのことです。

市では、保護者のご意向を伺いながら、北海道と連携し、この度の国の予防接種後健康被害救済制度手続きなどの相談にあたってきたところです。

ここで、お手元に配布いたしました「資料５　予防接種後健康被害救済制度」の、裏面の「給付の流れ」をご覧下さい。

申請までの流れにつきましては、市が申請を受け、北海道を経由し、厚生労働省へ進達されることとなり、同省が設置する外部審査会にて審査（認定可否）が行われることとなります。
この「厚生労働省への進達」に際しましては、市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会を開催し、本委員会の意見を附した上で、北海道を通じて、国へ進達するという手続きになりますことから、昨年８月 10 日に「石狩市予防接種健康被害調査委員会」にて、診療録などをもとに、「国の予防接種後健康被害救済制度申請に係る審査」を行い、同委員会にて、「予防接種との因果関係は否定できない」との結論に達し、「速やかに厚生労働省に進達すべき」との意見書の提出をいただきましたことから、これら委員会意見書を附して、昨年８月に、北海道を通じて厚生労働省に進達したところでございますが、これまでの国の審査の状況を見ますと、審査までに、１年以上の期間を要しており、本件につきましても、まだ審査に関する情報も入っていない状況であり、いつ審査が行われるかは、分からない状況にあります。

こうした審査結果までに、相当な期間を要するということに鑑みまして、市としましては、ご家族の経済的負担を少しでも軽減できるよう、早急な市独自の支援制度の創設が必要であると考え、昨年６月の市議会において、支援の制度化及び補正予算により、必要な経費を確保したところでございます。

ここで、お手元の「資料６　石狩市子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費等給付制度について」をご覧願います。

支援の内容でございますが、対象者の１から３に該当する方で、給付額①から③に要した費用

を、月ごとに給付する制度となっております。

なお、制度化にあたりましては、広報８月号、市ホームページのほか、子宮頸がんワクチンの接種記録のある方約 1,400 名に対しまして、国等の救済制度及び各関係機関の窓口のご案内とともに、本制度の個別周知を行ったところでございます。

私からは、以上です。

事務局（竹瀬主査）

引き続き私から、７月に開始を予定しています子育て世代包括支援事業と出産後の産婦さんの健康づくりと育児支援対策として実施いたします「産後ケア事業」についてご説明させていただきます。

お手元の「資料７　子育て世代包括支援事業について」をご覧ください。

この事業は、国が、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を実施する拠点として、平成 32 年度までに全国展開を進めております事業で、石狩市も準備を進めているところです。

資料の１「本事業の基本３要件」をご覧ください。

支援事業の大切な要件としまして、１つ目は妊娠期から子育て期まで、必要な情報の共有と切れ目のない支援をする。その他、窓口のワンストップ化、医療機関や子育て支援機関などのネットワークづくりなどが主な内容となっており、関係機関との情報共有と連携を行いながら、親子に必要な支援を切れ目なく行っていくものです。

次に２の市の「子育て支援体制」と３の「支援事業の概要」を併せてご説明させていただきます。

市では妊娠から出産、子育て期までに、さまざまな事業を保健部門と子育て部門で行っております。

現在も連携をしながらそれぞれの部署で事業を展開しておりますが、より密に必要な情報の共有と切れ目のない支援を行うため、保健部門と子育て部門に、専任の相談員を配置し、個別ケースの検討会議、情報の共有、また相談員がそれぞれの事業に参加しながら、情報や支援を必要としている親子に必要なサービスを結びつけるための体制をとっていきます。

また、産前産後の支援を充実するため、産前の家事・育児支援と出産後には「産後ケア事業」の開始を予定しおり、この度、保健推進課が担当します「産後ケア」について、続けて、ご説明させていただきます。

裏面の「産後ケア（宿泊型）について」をご覧ください。

事業開始を７月から予定しております、産後ケアは、出産後の母親の心身の不調や、分娩後の急激なホルモンバランスに伴う精神的に不安定な時期に、助産院や産科クリニックに宿泊しながら専門のスタッフのケアを受け、母親にしっかり休んでもらい、育児方法を習い、育児不安の解消をはかり、安心して育児を続けていくために行うケアです。また、ケアを受けることで、母親の気持ちが楽になり、しっかり子どもと向き合うことで、親子関係の一番の基礎となる愛着形成を結んでもらうための事業です。同様の事業を札幌市が昨年９月から開始しておりまして、具体

的な内容は、札幌市の事例も参考に現在、委託予定の産科クリニックと北海道助産師会所属の助産院と協議を進めております。

対象者は、出産後４か月未満の乳児と母、その他産後の援助がない方、産後の心身の不調と育児不安がある方で、利用日数は１泊から最大５泊まで、個人のケア内容は資料のとおりですが、母親の困りごとに応じて必要なケアが提供されるというものです。利用者の負担については、札幌市の利用者の声など利用実態を踏まえ、最終的に方針決定していくこととしております。

私から以上です。

事務局（村谷課長）

資料の方は配布しておりませんが、2020 年東京オリンピック大会追加種目となった、ソフトボール競技の女子日本代表チーム合宿及び各種全国大会について、ご報告いたします。

2020 年東京で開催のオリンピック競技大会追加種目に「野球・ソフトボール競技」が昨年８月に決定したことから、これまで市民のスポーツとしてソフトボール競技を推奨してきた本市としても、これを契機に女子日本代表や参加国の合宿誘致を推進するため、関係競技団体などともに、合宿誘致活動に取組んできました。

その結果、今年７月 27 日から８月１日の６日間、女子日本代表チーム第２次国内強化合宿が石狩市スポーツ広場で行うことが、内定しました。

正式には、今月 26 日開催の公益財団法人日本ソフトボール協会評議員会で、決定するものと聞いております。

次に、各種全国大会が、本年度から 31 年度まで大会が開催されることが決定しておりまして、本年度については、第 31 回全日本シニアソフトボール大会が 48 チーム、約 1,500 人の選手・関係者が集い、９月 16 日から 18 日までの３日間、スポーツ広場で開催いたします。

平成 30 年度については、日本スポーツマスターズ 2018 が札幌市を中心に開催されることが決定しておりますが、石狩市については、男子ソフトボール競技大会が 48 チーム、約 1,500 人の選手・関係者が集い、９月 15 日から 17 日までの３日間、スポーツ広場で開催します。また、軟式野球競技についても、一部、石狩青葉公園野球場で、９月 15 日から 16 日の２日間、それぞれ３試合行われることとなっております。

平成 31 年度については、10 回の節目となる第 10 回ジャパンカップ・デフ・ソフトボール大会が石狩市のスポーツ広場で開催することが決定しました。

これまで、大会開催地は毎年変わっており、協会員のチームのほとんどが西日本よりのため、関東から九州エリア内で、時期は 10 月後半から 11 月中旬までの、２～３日間で大会を実施しておりますが、北海道で開催するには、今までの時期では開催できないことから、日本ろう者ソフトボール協会の方が本年８月頃に石狩市に視察にこられ、その後、時期について、決定することとなっております。

いずれにしても、各種大会や合宿の詳細がわかり次第、ホームページなどで周知を図ってまいりますので、是非、スポーツ広場にお越しいただければと思います。

私からは　以上です。

阿部会長

ありがとうございます。

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

他にございませんか。

無いようですので、これをもちまして報告事項は終了いたします。

６．その他

阿部会長

それでは最後に６．「その他」となってございますが、事務局より何かございますか。

事務局（鈴木主査）

事務局より提案事項がございます。

先ずは、新たな協議会メンバーの下、本日初めての開催となります事から、今後の本協議会の議事録の調整方法について、皆様にご提案いたします。

先ずは事務局にて議事録素案を作成します。その後、素案を各委員に送付しますので、内容をご確認いただき、修正点等についてご報告を賜り、調整したものに会長より議事録署名をいただくという手順で考えてございます。

従来行っていた手法と同様の手順となりますが、ご意見等ございましたらお伺いいたします。

阿部会長

只今、事務局から提案のありました議事録の調整方法について、ご意見等ございませんか。

他にございませんか。

無いようですので、議事録の調整方法についての確認を終了いたします。

その他、事務局から何かありますか。

事務局（鈴木主査）

次回の協議会開催のスケジュールについて、ご説明申し上げます。先ほど、資料７で「子育て世代包括支援事業」について説明がありましたが､自己負担について現在検討中であることから、今後、自己負担を徴収することになる場合は、事業開始の７月前までには本協議会を開催し、利用者の自己負担の在り方等、諮問事項として、その事業内容をご審議いただく必要がございますので、その時は、今回と同じく、皆様の日程を調整のうえ、開催日を確定させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

私からは以上です。

阿部会長

それでは、全体を通して委員の皆様から何かございますか。

７．閉　会

阿部会長

　他にございませんか。

　無いようですので、これをもちまして、「平成 28 年度第 1 回石狩市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。

　遅くまで皆様、お疲れ様でした。

平成２９年　３月１６日　　議事録確定

石狩市健康づくり推進協議会　　会長　　阿 部　 包